

令和5年8月4日 貸渡約款改正対照表

項目	該当条項	旧貸渡約款（令和5年6月版）	新貸渡約款（令和5年8月版）
約款の適用	第1条 1項	名鉄協商株式会社（以下「当社」という）は、当社が提供するカーシェアリングサービス（以下「本サービス」という）に関し、利用を希望する法人又は個人（以下「会員等」という）、当社が第36条に規定する契約を締結したカーシェアリング事業者が実施するカーシェアリングに所属する法人又は個人（以下「所属会員等」という）、及び第37条に規定する提携事業者を通じて同条に規定する方法で本サービスの利用契約を締結した個人（以下「dカーシェア会員」という）に対し、本約款の定めるところにより、本サービス専用車両（以下「カリテコ」という）を貸渡すものとし、会員等、所属会員等及びdカーシェア会員は、本約款の定めに従って、これを借受けるものとします。尚、本約款に定めのない事項については、法令及び一般の慣習によるものとします。	名鉄協商株式会社（以下「当社」という）は、当社が提供するカーシェアリングサービス（以下「本サービス」という）に関し、利用を希望する法人又は個人（以下「会員等」という）、別紙1提携事業者を介して本サービスの利用契約を締結した個人（以下「提携事業者会員」という）に対し、本約款の定めるところにより、本サービス専用車両（以下「カリテコ」という）を貸渡すものとし、会員等及び提携事業者会員は、本約款の定めに従って、これを借受けるものとします。
利用停止及び契約の解除	第6条 1項 12	カリテコ使用に必要な自動車運転免許に係る資格を喪失したとき。	カリテコ使用に必要な自動車運転免許に係る資格（サポートカー限定条件が付された運転免許証は、カリテコ使用に必要な運転免許証には該当しない。）を喪失したとき。
提携事業者会員特則	第37条		第37条
消費税等	第38条	第39条	第38条
遅延損害金	第39条	第40条	第39条
合意管轄	第40条	第41条	第40条
dカーシェア会員特則	別紙1		dカーシェア会員は、当社の提携事業者である株式会社NTTドコモ（以下、本条において「提携事業者」という。）の提供するdカーシェア利用契約を締結した個人であって、提携事業者の提供するスマートフォンやタブレット端末用の専用アプリケーション等を通じて、本サービスの利用契約を申し込んだ者をいうものとし、会員等と同一の立場で本サービスを利用することができるものとします。 2. dカーシェア会員は、提携事業者との間で利用契約が締結し、かつ、本サービスの利用契約が完了した時点で、本サービスの利用契約条件を満たしたものとして、本サービスの利用を開始することができるものとします。 3. dカーシェア会員は、本約款または本サービスの利用契約等で異なる定めがない限り、本約款に定める会員等に対する規定の適用を受けるものとし、これを遵守するものとします。 4. dカーシェア会員が提携事業者との間のカーシェア利用契約が終了し、または有効に存続しなくなった場合、本サービスの利用契約も当然に終了するものとします。 5. 第2条4項の登録運転者について、dカーシェア会員は個人会員に限定することとし、同居の親族の登録はできないものとします。 6. dカーシェア会員は、この約款および貸渡規約等により発生するすべての当社債権について、当社が提携事業者へ譲渡することを異議なく承諾するものとします。また、dカーシェア会員は、当該譲渡債権に基づき提携事業者が行う請求について、異議なく提携事業者へ支払うものとします。 7. dカーシェア会員は、提携事業者が保有するdカーシェア会員の個人情報及び信用情報を当社が取得し、第34条と同様の方法で取り扱うことに同意します。当社が保有する個人情報を提携事業者に提供することについても同意します。 8. 当社は、第6項に定める債権譲渡又は当該債権に基づく請求およびdカーシェア会員が提携事業者に行ったお問合せ等の対応のため、利用実績やdカーシェア会員からのお問い合わせ等の内容を提携事業者と共有します。 9. 第15条の定めにかかわらず、dカーシェア会員にはICカードの貸与を行わないものとします。dカーシェア会員は、dカーシェア会員が所持するICカードまたは非接触ICチップを搭載した携帯端末を、同条第1項に定めるICカードとして利用することができるものとし、個別契約に基づくカリテコの貸渡の際にdカーシェア会員の本人確認およびカリテコの開錠および施錠等に使用することとします。dカーシェア会員は、当社が指定した方法に従い、当該ICカードまたは携帯端末情報を当社指定のシステムに登録するものとします。 10. dカーシェア会員はペットの同乗はできません。 11. 本約款と提携事業者が別途定める「dカーシェアご利用規約」との間に相違があるときは、本約款が優先して適用されるものとします。

<p>楽天カーシェア会 員特則</p>	<p>別紙 1</p>	<p>楽天カーシェア会員は、当社の提携事業者である楽天グループ株式会社（以下、本条において「提携事業者」という。）の提供する楽天カーシェア利用契約を締結した個人であって、楽天会員登録を行った者をいうものとし、会員等と同一の立場で本サービスを利用することができるものとし、</p> <p>2. 楽天カーシェア会員は、提携事業者との間で利用契約が締結し、かつ、本サービスの利用契約が完了した時点で、本サービスの利用契約条件を満たしたものとして、本サービスの利用を開始することができるものとし、</p> <p>3. 楽天カーシェア会員は、本約款または本サービスの利用契約等で異なる定めがない限り、本約款に定める会員等に対する規定の適用を受けるものとし、これを遵守するものとし、</p> <p>4. 楽天カーシェア会員が提携事業者との間のカーシェア利用契約が終了し、または有効に存続しなくなった場合、本サービスの利用契約も当然に終了するものとし、</p> <p>5. 第2条4項の登録運転者について、楽天カーシェア会員は個人会員に限定することとし、同居の親族の登録はできないものとし、</p> <p>6. 楽天カーシェア会員は、この約款および貸渡規約等により発生するすべての当社債権について、当社が提携事業者へ譲渡することを異議なく承諾するものとし、また、楽天カーシェア会員は、当該譲渡債権に基づき提携事業者が行う請求について、異議なく提携事業者へ支払うものとし、</p> <p>7. 楽天カーシェア会員は、提携事業者が保有する楽天カーシェア会員の個人情報及び信用情報を当社が取得し、第34条と同様の方法で取り扱うことに同意します。当社が保有する個人情報を提携事業者に提供することについても同意します。</p> <p>8. 当社は、第6項に定める債権譲渡又は当該債権に基づく請求および楽天カーシェア会員が提携事業者に行ったお問合せ等の対応のため、利用実績や楽天カーシェア会員からのお問い合わせ等の内容を提携事業者と共有します。</p> <p>9. 第15条の定めにかかわらず、楽天カーシェア会員にはICカードの貸与を行わないものとし、楽天カーシェア会員は、楽天カーシェア会員が所持するICカードまたは非接触ICチップを搭載した携帯端末を、同条第1項に定めるICカードとして利用することができるものとし、個別契約に基づくカリテコの貸渡しの際に楽天カーシェア会員の本人確認およびカリテコの開錠および施錠等に使用することとし、楽天カーシェア会員は、当社が指定した方法に従い、当該ICカードまたは携帯端末情報を当社指定のシステムに登録するものとし、</p> <p>10. 楽天カーシェア会員はペットの同乗はできません。</p> <p>11. 本約款と提携事業者が別途定める「楽天カーシェア利用規約」との間に相違があるときは、本約款が優先して適用されるものとし、</p> <p>12. 本約款第34条の個人情報の取扱いについては、更に、当社と楽天グループ株式会社との間で別途合意する『個人情報の取扱いの委託に関する覚書』が適用されます。</p>
-------------------------	-------------	---